

野木町自治基本条例が

制定されました

そもそも自治とは？

現在、自治のしくみとして、議会や行政に一定の機能があります。昔の地域社会をイメージしてみると、自分たちのまちを自分たちでよくしよう、守っていこうと知恵や力を出し合っていたのではないのでしょうか。まちづくりを「他人ごと」ではなく「自分ごと」としてとらえ関わるのが大切であり、自治とはそんな気持ちで町民一人ひとりが自ら責任をもって行動していく姿をまちづくりに取り入れていくことといえます。

自治基本条例ってなに？

まちづくりの基本的なルールを定めたもので、一般的には、まちづくりの基本理念や基本原則、町民、議会、行政の役割や責務を規定したものです。野木町では、町民主体のまちづくりを支えるものとして位置づけており、協働と自主自律のまちづくりを実現することを目的としています。

自治基本条例抜粋

下記の条例は、町民の皆様に関わりの深い条文を中心に掲載しています。

章	条 文	解説(抜粋)
第1章 総則	(目的) 第1条 この条例は、本町における自治の基本理念を明らかにするものであり、町民、議会及び町の役割と責務を定めることにより、町民が主役のまちづくりの実現を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、自治の基本理念を明らかにするものであり、次世代に永続的に受け継がれていくものです。 町民、議会及び町の役割と責務を定め、協働によるまちづくりを推進することで、町民が主役のまちづくりを実現することを目的としています。
	(位置付け) 第2条 この条例は、本町における自治の最も基本となる規範であり、最大限尊重されるものである。 2 町は、条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨に基づき整合性を図らなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な町を目指していくうえで、町民、議会及び町が協力していくための自治運営の旗印となる条例が求められます。そのため、この条例を「町民が主役のまちづくり」の中心にある自治の最も基本となる規範とし、最大限尊重されるものとして位置付けています。
	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)住民 地方自治法(昭和22年法律第67号)第10条に規定する者をいう。 (2)町民 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 前号に規定する住民 イ 町内に勤務している者又は学んでいる者 ウ 町内の事業者又は活動する法人及びその他の団体(以下「事業者等」という。) (3)議会 議会及び議員をいう。 (4)町 町長及び町の執行機関をいう。 (5)協働 町民、議会及び町がそれぞれに果たす責任と役割を認識し、対等な立場で相互に補完、協力することをいう。 (6)参画 町民が町の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成に関わることをいう。	<ul style="list-style-type: none"> 町の振興や発展のためには、住民だけではなく、本町に関わる多くの人々の力を結集して、まちづくりや町政に参画することが重要です。そのため、本条ではこの条例で使われる用語を定義しています。
	(基本理念) 第4条 町における自治の基本理念は、次のとおりとする。 (1)人間性の尊重 すべての町民が平等で、人間性を尊重したまちづくりを行うこと。 (2)自然との共生 自然と暮らしが調和した、憩いとやすらぎのあるまちづくりを行うこと。 (3)多様な主体による協働 多様な主体が、ともに支え合い、助け合い、協力し合うまちづくりを行うこと。 (4)地域力の育成 地域の特性を活かし、地域力を高めるまちづくりを行うこと。 (5)自主自律の精神 自らがまちづくりの担い手となって行動する、自主自律のまちづくりを行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念は、自治の基本的な考えを示すとともに、まちづくり全体の基本理念となるものです。
	(基本原則) 第5条 次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。 (1)協働の原則 (2)参画の原則 (3)情報共有の原則	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの基本原則として、3つの原則を規定しています。



野木町では平成26年度より、町民会議であるまちづくり推進会議の他、庁内策定体制である自治基本条例策定委員会等において、自治基本条例の制定に向け検討を行ってまいりました。今年度は、町民の皆様のご意見を条文に反映させるために町民説明会やパブリックコメントを実施し、内容の更なる精査に努めてまいりました。

今般、この条例案について12月議会において審議、可決され、「野木町自治基本条例」が制定されましたので、町民の皆様に関わりの深い条文とその解説(抜粋)についてご紹介いたします。

